（追納申込書の記載事項）

第七十八条　令第十一条第一項の国民年金保険料追納申込書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、当該国民年金保険料追納申込書に基礎年金番号を記載するときは、当該国民年金保険料追納申込書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一～三　（略）

四　個人番号又は基礎年金番号

（国民年金後納保険料納付申込書の記載事項）

第七十八条の二　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）第七条第一項の国民年金後納保険料納付申込書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、当該国民年金後納保険料納付申込書に基礎年金番号を記載するときは、当該国民年金後納保険料納付申込書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　個人番号又は基礎年金番号

（特定保険料納付申込書の記載事項）

第七十八条の二の二　令第十四条の十第一項の特定保険料納付申込書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、当該特定保険料納付申込書に基礎年金番号を記載するときは、当該特定保険料納付申込書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　個人番号又は基礎年金番号

（保険料の納付等の申出）

第七十八条の三　法第八十七条の二第一項の規定による保険料の納付の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

第七十八条の四　法第八十七条の二第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

（保険料の納付の届出）

第七十八条の五　第一号被保険者（法附則第五条第一項の規定による被保険者を含む。次条において同じ。）は、独立行政法人農業者年金基金法の被保険者の資格の取得により法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となつたとき（同項の規定による申出をして同項の

（追納申込書の記載事項）

第七十八条　令第十一条第一項の国民年金保険料追納申込書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

四　基礎年金番号

（国民年金後納保険料納付申込書の記載事項）

第七十八条の二　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）第七条第一項の国民年金後納保険料納付申込書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　基礎年金番号

（特定保険料納付申込書の記載事項）

第七十八条の二の二　令第十四条の十第一項の特定保険料納付申込書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　基礎年金番号

（保険料の納付等の申出）

第七十八条の三　法第八十七条の二第一項の規定による保険料の納付の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に、国民年金手帳を添えて、これを機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名及び住所

二　基礎年金番号

第七十八条の四　法第八十七条の二第三項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に、国民年金手帳を添えて、これを機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名及び住所

二　基礎年金番号

（保険料の納付の届出）

第七十八条の五　第一号被保険者（法附則第五条第一項の規定による被保険者を含む。次条において同じ。）は、独立行政法人農業者年金基金法の被保険者の資格の取得により法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となつたとき（同項の規定による申出をして同項の